

宜 議 第 2 3 8 号
令 和 5 年 8 月 1 5 日

議 長
呉 屋 等 殿

総務常任委員会
委員長 石川 慶

委員会審査結果について（報告）

第451回宜野湾市議会定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第29条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令 和 5 年 6 月 1 4 日	令 和 5 年 6 月 1 4 日	議案第37号、議案第38号、陳情第11号
令 和 5 年 6 月 1 5 日	令 和 5 年 6 月 1 5 日	議案第40号、議案第46号、議案第37号 議案第38号
会議日数 2日間		

2. 審査結果

議案番号	件名	付託月日	議決月日	結果
議案第37号	令和5年度宜野湾市一般会計補正予算(第3号)	令和5年6月13日	令和5年6月15日	原案可決
議案第38号	宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	令和5年6月13日	令和5年6月15日	原案可決
議案第40号	宜野湾市火災予防条例の一部を改正する条例について	令和5年6月13日	令和5年6月15日	原案可決
議案第46号	沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について	令和5年6月13日	令和5年6月15日	原案可決
陳情第11号	日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情	令和5年3月3日	—	継続審査
陳情第12号	公契約条例の制定を求める陳情	令和5年3月3日	—	継続審査
請願第2号	沖縄本島南部土砂採取計画の撤回を国に要請することを求める請願	令和5年3月3日	—	継続審査

※結果欄について、賛否が分かれた場合のみ、(賛成多数)等の表記を行い、“全会一致”の場合は特に表記をしない。

総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和5年6月14日（水） 1日目

午前10時01分 開会

午後 2時48分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（10名）

委員長	石川 慶
委員	宮城 克
委員	上地 安之
委員	桃原 功
委員	プリティ宮城ちえ

副委員長	知念 秀明
委員	平安座 武志
委員	伊波 一男
委員	我如古 盛英
委員	上里 広幸

○欠席委員（0名）

○説明員（31名）

総務部次長	多和田 眞満
給与係長	饒平名 直
企画政策担当主幹	小橋川 陽介
秘書広報課長	吉村 純
企画政策担当技幹	玉元 智
保護課長	比嘉 洋
環境対策課長	當間 大和
市民協働課長	喜友名 和佳子
健康推進部次長	米須 之則
産業政策課長	宮城 恵美
商工振興係長	内間 穂高
健康増進係長	佐久田 貴子
基地渉外課長	宮城 竜次
消防次長	又吉 清
教育部次長	真鳥 かおり
指導部次長	松本 勝利

人事課長	上地 章弘
企画部次長	伊佐 真
財政係長	比嘉 隼也
福祉担当次長	島袋 喜美恵
企画政策担当技査	平良 乾
市民経済部次長	新垣 育子
環境指導係長	赤嶺 雄斗
市民課長	宮良 弘美
健康増進課長	山口 久美子
企業誘致担当主幹	饒平名 文治
観光スポーツ課長	外間 理子
基地政策部次長	津波古 良幸
基地渉外係長	里村 圭祐
警防課長	伊佐 隆之
施設課長	仲村 等

○議会事務局職員出席者 棚原 裕貴

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第37号 令和5年度宜野湾市一般会計補正予算（第3号）

議案第38号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

陳情第11号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く
空・水・土の安全の保障を求める陳情

第451回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和5年6月14日（水）第1日目

○石川慶 委員長 改めまして、おはようございます。ただいまから総務常任委員会を開会いたします。
これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時01分）

【議題】

議案第37号 令和5年度宜野湾市一般会計補正予算（第3号）

○石川慶 委員長 議案第37号 令和5年度宜野湾市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

お諮りいたします。議案第37号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議なしと認め、さよう決定しました。

では、当局より補足説明がありましたら、お願いいたします。企画部次長。

○企画部次長 おはようございます。追加の説明等はございません。

○石川慶 委員長 追加の説明はありませんので、それでは皆様より質疑を受けたいと思います。

それでは、質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 おはようございます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ847万円なので、金額も1,000万円程度でございまして、審査のほうどうなるかなと思ったのですが、車両リースの件でお尋ねしたいと思っておりますけれども、債務負担行為で車両賃借料、5年のリース代ということで、市長車、議長車の2台だと思っておりますけれども、私は一番気になっているのは、市長が常々行革ということで言われていますけれども、自分たちが乗る車両についても財政のことを念頭において議論したのかということが大事だと思っているのです。

これは車両が490万5,000円で、まず今言った聖域というのを設けなくて、この議長車あるいは市長車もしっかりそういう議論をしたのかどうか。これでいいのか、この車両でいいのか。やっぱりお金がないということであれば、例えば名古屋市の市長の公用車は、名古屋市ですから、トヨタのプリウスからダイハツのタントカスタムに替えたいのです。軽自動車です、市長の公用車が。それで問題が生じないかということをお問うたら、何も問題、生じていないという返答が返ってきていたらしいのです。要は、ただ金額的には、その詰めるだけではなくて、やはり対外的に市長がちゃんと身を切るのだということを見せる効果もあると思うのです、市長車を替えるというのは。これは私は比嘉盛光市長のときから伊波洋一市長にも言いましたけれども、もう黒塗りの大きな車ではなくて、しっかり、例えば軽自動車だったり、そういうことがやはり市民に対してもアピールになるし、やっぱり市長自ら身を切ることを見せるのだということを示せるということもあるので、そういった意味で、金銭的なことも踏まえて議論されたのかどうか、お尋ねします。

○石川慶 委員長 秘書広報課長。

○秘書広報課長 秘書広報課、吉村と申します。今、委員からもありましたとおり、市長車及び議長車の車両につきましては、リース期間、仕様につきまして、前回、以前からお互いの協議をもとに仕様を設定して

検討しております。市長及び議長車につきましては、急な公務があることなど、同席者を伴う業務が伴うことから、通常の車両というよりは、ある程度特別な仕様の車両のほうがいいのではないかとということで、これまでも議会と調整をした結果、このような仕様で次回以降もリースしようということで協議した結果がございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 特別な仕様というのはどういうことですか。

○石川慶 委員長 秘書広報課長。

○秘書広報課長 業務の内容によっては、担当部、担当者及び車内での事務調整等ございますので、例えば書類を出したりとか調整が必要であると認識しておりまして、そういった仕様、そういった車両が必要ではないかということで認識しておるところでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 もう少し分かりやすくお答えをお願いしたいのですが、その車の中でそういった書類の整理が生じているということですか。車の中でもやっぱりそういう仕事、書類を見たり、あるいは書いたりするから、大きな車でないと駄目ということではないのですか。

○石川慶 委員長 秘書広報課長。

○秘書広報課長 通常は当日の日程に伴って、事前の挨拶文であるとか、総会に伴う資料の事前の確認等を行っている認識しております。そうなった場合、やはり担当職、担当者並びに書類の確認等がございますので、ある程度のスペースが必要ではないかというふうに認識しているところでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうしたら、今、軽自動車の後ろが相当広がっていると思うのですが、そういう選定の議論はなかったということですか。私が聞いているのは、この490万5,000円が駄目とは言っていないのです。要は選定する過程の中で、ではSDGsであったり、環境に負荷をかけないような車両であったり、あるいは予算、金銭的なことだったり、もう少し詰める必要性はないのかと、こういう議論はなかったのかと聞いているのです。

○石川慶 委員長 秘書広報課長。

○秘書広報課長 軽自動車につきましては、耐久性等考えて、市長及び議長の安全性を考慮すると適正ではないのかなというふうに認識しているところではございますが、今、委員からもおっしゃったとおり、電気自動車であるとか、いろんな仕様が出てきて、環境に配慮した車両も出てきていますので、そこは引き続き検討課題とさせていただきたいと考えております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 検討課題というのは、さっき聞きましたけれども、もうこれ発注したのですか。検討課題ということは、変える可能性もあるのですか。ないのですか。検討課題ということ。

○石川慶 委員長 秘書広報課長。

○秘書広報課長 ここに計上してあります債務負担行為につきましては、仕様、リース期間、ある程度の仕様につきまして、議会事務局と協議を諮って、ある程度含まれておりますので、今回はこの仕様で承認いただいた後は事務手続を進めたいと考えております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 乗るのは市長であったり、議長だったりするわけですがけれども、当人、本人とこういうふうな、今、行革の中で、また同じ車両でいいのか。あるいは、本人たちとも相談、協議というのはされているのですか。それとも、皆さんサイドで、やっぱり軽自動車は小さいから、通年どおり、この車両でいこうねという決め方だったのですか。その決める過程というのを少し説明お願いできますか。決めた過程というの。本人にも相談、協議されたのかということ。

○**石川慶 委員長** 秘書広報課長。

○**秘書広報課長** これまでの市長車、議長車におきましても、協議を重ねた結果、今の仕様に落ち着いてきていると認識しております。その一方で、市長からは、やはり公務多忙でございますので、ある程度、車内で休憩ができるような車両が必要ではないかということもございました。そのような行程も調整した上で、今回の仕様車、前回同様ミニバンがベースなのですけれども、それを基に今回は債務負担行為の補正、請求させていただいているところでございます。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 本人と確認をしたということですね。

○**石川慶 委員長** 秘書広報課長。

○**秘書広報課長** 今回、再度リースするに当たって、市長の御意向は聞いたというふうに私は認識しております。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 車両、車種名を教えてください。ミニバンという回答ですが。

○**石川慶 委員長** 秘書広報課長。

○**秘書広報課長** 車両につきましては、まだ決定しておりません。予算成立後、事務手続を進めてまいります。イメージとしては、同様な仕様車、今使っているものと同様な車両のタイプだというふうに御理解いただきたいと思います。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** ミニバン、車両、車種名が分からないけれども、アルファードというの、何というの。

○**石川慶 委員長** 秘書広報課長。

○**秘書広報課長** 例えば、詳しく申し上げていかどうか分からないのですけれども、日産のセレナであるとか、トヨタのヴォクシーであるとか、そういった感じの6名から7名乗れる車というふうにご理解いただければと思います。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** この車を否定するつもりはないけれども、選定する過程の中で、そういうことを視野入れて、念頭に置いて調整したのかということが私は大事だと思うので、なかなかそういうのは少し答弁では感じ取れないのですけれども、しっかりそういったことを踏まえて、金額的なこと、予算的なこと、あるいは環境の負荷を与えないとか、そういうのがあまり感じられないのですけれども、そういったことはあまり議論を経ずに、大体同じようなものになったということによろしいのでしょうか。しっかり決めたのでしょうか。

○**石川慶 委員長** 秘書広報課長。

○**秘書広報課長** 議長車及び市長車につきましては、これまでも議会事務局と協議の中で仕様が固められると認識しておりますので、ある程度、方向性は担保された市長車になっているのかなと考えております。

委員からもありましたとおり、環境に配慮した車であるとか、そういったことも今後検討しながら、一方で軽自動車でありますと、やはり何か事故があった場合、かなり大変被害を被るのではないかというのは、常日頃、秘書広報課では議題に上がっておりますので、頑丈な車両というのが一番、市長の安全確保が一番大事ではないかという観点から車両を選定している経緯もございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 リースでやるのですよね、今の車両はリース期限というのがあるわけですよね。リース期限、これは返却するわけですよね。リース残でこの車を、前の車、5年使ったか分からないですけども、5年ぐらい乗れると思うのですけれども、そういう金銭事情を考えると、新しくリース組むのではなくて、そのリース残のものをそのまま安く乗るという選択、議論はなかったのですか。

○石川慶 委員長 秘書広報課長。

○秘書広報課長 通常ではミニバンの耐用年数5年としておりまして、確かに契約済みの車両を引き続き使用している公用車もあることも認識しております。ただ、今回、市長車、議長車におきましては、今回のリース期限、新たにこの辺をリースすることで、双方で認識して事務手続を進めたいというふうに協議した結果、こういうふうに債務負担行為を設定しているものでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 耐用年数、リース5年ではないです。7年リースもあるのです。耐用は5年ではないと思うのですけれども、リースは。だって7年リースはあるでしょう。3年リースか、5年リースか、7年リースにするか、それはその自治体の財政状況によって、あるいはいろんな計画によって、5年にしたり、7年にしたりするので、耐用年数は5年ということではないですよ。認識です。

○石川慶 委員長 秘書広報課長。

○秘書広報課長 耐用年数の認識はちょっと確認する必要があると思うのですけれども、いずれにしても、今回の債務負担の設定につきましては、前回のリース利用を基に新たに5年を再リースするという内容で議会事務局と調整を図ったものでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。

次の質疑に移りたいと思うのですけれども、生活保護費の補正がありましたよね。2ページの歳出の民生費の生活保護費、補正額694万1,000円で、まずこの694万1,000円の内容の説明をお願いいたします。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 おはようございます。桃原委員の御質疑にお答えしたいと思います。今回補正で計上させていただいております生活保護費関連の予算でございますけれども、事項別明細書のほうで説明をしたいと思うのですが、ページ数が8ページでございます。歳出のほうで説明させていただきたいと思います。8ページの3款3項1目、説明欄の01の生活保護適正化等事業でございます。委託料が内容となっておりますが、これに関しましては、生活保護費の中で生活扶助費等で、主に衣食、生活。

(「衣類と、食は食事の」という者あり)

○福祉担当次長 そうです。これに関することについては、5年に1度、基本的に基準替えがなされることとなっております。今回に関しましても、令和5年10月にその基準替えを行うこととして、国から示されておりました、示されたのが3月でございましたけれども、それに合わせてシステムの改修をして、その生

活扶助の支払いに充てるための事務の準備としてシステム改修費の委託料を今回計上させていただいているところでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうすると、5年に1回、基準が変わるので、そのシステム改修費として業者さんに委託料として支払うということによろしいですか。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 先ほど衣食とありましたけれども、衣食以外の、例えば医療費だったり、あるいは居住費だったり、あるのか分からないですけれども、これは今回は衣食によるシステム改修ということは、またいつの日か別な項目のシステム改修もまた出てくるのですか。まとめてというのはできないですか。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 生活保護費に関しましては、衣食を中心とした生活扶助であったり、あとは家賃、住居に関する扶助であったり、医療、介護等、様々な種類がございますけれども、特に生活扶助、衣食に関する生活扶助に関しましては、基本的に5年に1度、国がその改善を行って、国の言いかたとしては、一般の低所得者、生活保護を受けていない低所得者との均衡を逸しないように5年に1度やるということで決まっております。その他の基準に関しまして、例えば介護扶助とその他の基準に関しましては、その時々で介護保険との関連で改正があったりとか、そういったことはございますけれども、基本的に生活扶助に関しては5年に1度、その他については、その都度、必要の場合に改定がされるという形に認識しております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 よく分かりました。ありがとうございます。

参考までお尋ねしたいのですが、宜野湾市の生活保護職員のケースワーカーの方々が1人当たり、そのケースを持っている件数という現況説明をお願いできますか。何件、今持っているのか。

○石川慶 委員長 保護課長。

○保護課長 今現在、状況としましては、1人当たり93件、平均で持っております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 法律で定められている1人当たりの件数というのは、多分70件だったと記憶していますけれども、70件によろしいですか。

○石川慶 委員長 保護課長。

○保護課長 80件です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 690万円の内訳はシステム改修料ということだったのですけれども、法の件数を越えた93件ということだと大変だと思うのですが、人的な要望というのは出されているのですか。出されたのですか、令和5年の。93件もあると大変だと思うのです。潰れたりしないか心配しているのですが、それはやっぱりちゃんと改善をしていくということで、人をちゃんと補充する。配置するというので、一番の手取り早い手法なのかと思うのですが、その辺の人員の要望というのはいかがでしょうか。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 お答えいたします。生活保護の現業員の適正数というのは、社会福祉法にて80世帯程度ということで決められておりますので、それに基づいて、毎年、行政経営の視点から、各課の要望については見ていただいておりますけれども、それに基づいた現業員の数の要求というのは出させていただいております。要求はさせていただきます。

○石川慶 委員長 桃原功委員、ちょっと補正から外れているので、お願いします。桃原功委員。

○桃原功 委員 要望はさせていただきますということは、この令和5年4月以降は増員があったのですか。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 要求させていただきますけれども、全体的に職員の配置というのは、全体的なところで要求が来ておりますので、そのときに一番重要なところに張りつくという視点で経営のほうはやっているとします。令和5年度に関しましては、増員はございませんでした。しかしながら、過去数年間、生活保護の被保護者の増にに応じて、かなりの増員をしていただいているところで、さらなる増員については要求をしております。今年度はございませんでした。

○桃原功 委員 ありがとうございます。

○石川慶 委員長 ほかに質疑ある方。上地安之委員。

○上地安之 委員 市長、議長の車両のリース契約の補正予算について、リース期間を教えてくださいませんか。

○石川慶 委員長 秘書広報課長。

○秘書広報課長 リース期間は、令和6年4月から令和10年3月の5年間でございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 分かりました。以前は当初予算で新年度に計上します。こういう購入を前提とした時期だったのです。購入からリースに切替えをされたのです。先ほどから議論があるように、財政に配慮した観点からすると、それは説明できません。つまりこれまでずっと当初予算に計上したのです。これは債務負担なのです。出なかったと思うのです、当初予算だったから。それからすると、やはり今年度だったのかな、当初予算に計上されたのは。それは説明できますか。つまりリースに変更されて、財政運営、どれだけの効果があるかというのは説明できますか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 上地委員の御質疑ですが、ちょっと詳細は確認できないのですが、たしか10年ぐらい前からリースのほうに切り替えたということで、リースにしたほうが、例えばメンテナンスの費用とか、そういったものがリース会社のほうでやって、あとは以前は購入していた時期は、1台当たり800万円ぐらいの予算がかかっていたということで伺っているのですが、今回は1台当たり450万円程度ということで、その辺の費用の軽減もなされてきたというふうに理解しております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 今の説明で理解しました。購入をされていた時期ありましたよね。そして、ある時期が来て、リースへの変更、それは今説明のとおり、かなり財政運営の軽減効果がありまして、今回も同じくリース契約を5年間するというような説明でありましたので、それは十分分かりました。

それから、期間が4月から翌年3月までですか、となりますと年度内契約の締結をしなくてはならないのですよね。その契約に至るまでの経緯、説明いただけますか。例えば今仕様書つくられていますよね。仕様

書をつくられている。その仕様に基づいて、メーカーサイドにそれをどのような契約をしていくのか。例えばこれもプロポーザル方式なのか、あるいはまた競争入札していくのか、そしてまた契約はいつ頃予定されているのかについて、説明お願いいたします。

○石川慶 委員長 秘書広報課長。

○秘書広報課長 御質疑にお答えいたします。現在仕様を固めてございまして、指名競争入札を想定しているところがございます。今回、特別補正に上程した理由といたしましては、リース車両の導入に関して、通常ですと3か月から半年、承知していたところなのですが、車両の供給不足等の状況があるようで、8か月程度要するのではないかと、最長なのですけれども、そういった原因もございまして、通常12月あるいは9月で債務負担行為設定させていただいたところなのですけれども、今回6月に計上させていただいた経緯がございます。いずれにしても、かなりの納車に期間を要するということから、早めに事務手続を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 あえて6月に債務補正を計上した理由の説明だったと思います。それは十分理解いたしました。それでは、5年間のリース契約でありますから、年度の支出予算について説明いただけますか。

○石川慶 委員長 秘書広報課長。

○秘書広報課長 秘書広報課事務運営費の説明なのですが、令和6年度98万1,000円、令和10年度まで98万1,000円、この5か年間で490万5,000円という内訳になってございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 仕組みとしまして、今回補正で5年間の金額が計上されております。支払いについてはどのような対応なのですか。

○石川慶 委員長 秘書広報課長。

○秘書広報課長 御質疑にお答えいたします。契約した後の支払いにつきましては、毎月払いになっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 理解をいたしました。いずれにしても、社会情勢がちょっと不安定な状態であります。あえて6月に、なぜ6月なのかなという疑問もあったのですけれども、今、説明ありましたので、ぜひとも来年4月からリースできるようにお願いします。その件は以上です。

そして、もう一点、歳入の民生費国庫補助金、生活困窮者就労準備支援事業の補助金、そして歳入、歳出の、先ほど説明あったのですが、もう一度ちょっと整理をさせていただきたいのですけれども、生活保護の一時生活支援事業を受給されている衣食の件、その基準の見直しがあると。その基準の見直しというのは、5年ですか、3年ですか、その基準はいつから見直しをされるのですか。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 上地委員の御質疑にお答えいたします。生活保護費の中の生活扶助の今回基準改定がございます。生活扶助の基準改定については、5年に1度を基本として改定がなされます。今回、改定の適用に関しては、令和5年10月の生活保護費から改定を適用するというようになっております。一時扶助ではなく、通常の扶助ということでございます。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員　そして、この基準見直しで10月からスタートするに当たって、そのシステム改修を10月までにそれは全て適用になるのですか。

○石川慶 委員長　福祉担当次長。

○福祉担当次長　お答えいたします。この基準改定につきましては、今年の3月に基準を改定するという通知がございまして、その適用を10月から支給しますので、この補助金を利用してシステム改修をしてくださいというような通知がございました。基準に関しましては、今回提案させていただいていますけれども、それで議決をいただきましたら、7月から8月にかけてシステムの改修を行い、10月からの適用でございますので、事務的には9月に終了しなければならない。それで、7月、8月でシステム改修を行うというスケジュールになってございます。

○石川慶 委員長　上地安之委員。

○上地安之 委員　6月議会が終わったら大急ぎですね。それは既存の委託をされている事業者に改正部分を依頼をするという内容ですか。

○石川慶 委員長　福祉担当次長。

○福祉担当次長　お答えいたします。生活保護のシステムの改修は、現在運用している事業者がございしますので、そちらのほうに委託したほうが円滑なシステム改修につながるということで、そちらのほうを相手方として契約を行い、システム改修をしていくということで検討しているところでございます。

○石川慶 委員長　上地安之委員。

○上地安之 委員　基準の改正となりますと、受給者にとってはどうなのですか。

○石川慶 委員長　福祉担当次長。

○福祉担当次長　基準改定に関しましては、生活保護を受けていない一般の低所得者との均衡を図るということで、消費水準の調査がなされて基準改定が行われるわけですが、今回の基準改定に関しましては、新型コロナウイルス感染症の影響があり、あと物価高騰の影響がありまして、それがちょっと読めないということがあって、国の生活保護基準検討部会のほうでは、令和元年の消費水準を基に今回令和5年度の基準改定を行うということが決定されてございます。さらに、物価高騰の影響がありますので、令和元年の消費水準に1人当たり1,000円を特例加算して、ここ2年間、通常5年間の基準改定なのですが、特例的にここ2年間は1,000円の加算をする規定ができることになっておりますので、また生活保護について、下がる方向でなく、上がる方向での適用で基準改定がされるということになってございます。

○石川慶 委員長　上地安之委員。

○上地安之 委員　受給者にとって、減るということになると、これはやっぱり生活が大変ですよ。それも受給者の処遇についても理解いたしました。これは国の補助金ですよ。補助金ですよ。そして、今回の予算の計上、財調を取り崩しをされているというのです。その補助金というのは何割補助なのか。財調の取崩し、財政調整基金、7ページ、財調が予算に計上されていますでしょう。500万円。それは500万円が全て改修費用に充てられる形になっているわけですか。

○石川慶 委員長　福祉担当次長。

○福祉担当次長　今回のシステム改修に伴う補助金に関しては、予算書の6ページに生活困窮者就労準備支援事業費等補助金というのがございますけれども、国から通知があって、この補助金を活用してくださいというような通知がありましたけれども、これに関しては2分の1でございます。改修事業が694万1,000円で

すけれども、この2分の1ということで347万円の補助金を見込んで予算を要求していただいているところです。その不足分につきましては、財政調整基金で充てる。また、この残りについては、財政課より説明をさせていただきます。

○石川慶 委員長 財政係長。

○財政係長 上地安之委員の質疑にお答えいたします。補正予算書の9ページ、予備費で対応させていただいております。そこの予備費の額と、補助の裏分、合わせてということで財政調整基金の繰入れをしております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それは質疑の中で、国の基準改正に基づいて、市が補助金をもらって改修事業を進めていくわけです。財調というのは一般財源なのです。これは、こうした点も確認したいのだけれども、財調以外の交付税措置をされるような起債が、本来だったら国の改正です。ですから、その裏負担分については、確かに予算措置について、予備費だとか財調を一部充てていますが、これを交付税措置するような起債のメニューがなかったのか。これを説明いただけますか。

○石川慶 委員長 財政係長。

○財政係長 上地安之委員の質疑にお答えいたします。福祉扶助費の構成するところは理解しておりますが、今回はシステム改修のほうになりますので、この件については確認させていただきたいと思っております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 予算計上するに当たって、なぜそうなのかなと思ったわけ。大体国の制度の改正に伴う2分の1の補助を国の制度改正に伴ってのもので。そして、裏負担については、これはやっぱり検討すべきだと思います。もしそれが、交付税措置が認められるのであれば、その財政運営の中でも、先ほどから言われるようなリース一つとっても、何が軽減されたものかと言われたときに、ただ上げればといういいという話ではないと思いますので、それを検討して、今回についてはそれでいいかもしれないけれども、今後は、国の制度に係るものですから、それはぜひとも裏負担とか検討して財政運営に努めていただきたいと思います。

最後に、名称ですけれども、生活困窮者就労準備支援事業の補助金というのがあるわけです。これは生活保護なのです。そうでしょう。しかし、生活保護と困窮者というのは別なのです。困窮者に対する就労支援事業というのがあるわけです。それからすると何か分かりづらい。だから、最初、その名称を見たときは、生活保護ではなくて、困窮者に対する就労支援事業の一種かなと思ったわけ。これはどうなのですか。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 お答えします。確かに分かりづらい補助金名かなと、私も思っております。この生活困窮者就労準備支援事業費等補助金という補助金がございます、その中にたくさん補助メニューがぶら下がっているものがあります。確かにこの中には生活困窮者自立支援法に係る事業の補助金も含まれていて、さらに生活保護を受けている方の就労支援に関する補助メニューもこの中に含まれてございます。ですので、ちょっと分かりづらいのですが、国が実施している補助事業の名称ですので、それを変えずにこのまま予算書に載せているというようなことでございます。

○上地安之 委員 以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 債務負担行為補正につきましてですけれども、先ほどから質疑があつて、大分分かってきたのですけれども、議長車の予算も入っているということで、説明もありましたけれども。予算執行は執行部のほうがやる。でも、それもお聞きしたいのは、今回、債務負担行為で市長専用車を替えるということなのですけれども、以前は買取りで予算計上されていたのが、今回からはリースを中心にしたものであるということで、それに関しては、少しでも財政の軽減化を図るためには、リースのほうがいいということに関しては、先ほど答弁したとおりなのですが、メンテナンスが得策ということで、もう一度御説明をお願いします。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 我如古委員の御質疑にお答えします。先ほども御説明させていただいたのですが、中間メンテナンスの取扱いとか、あとは支出を平準化する。購入の場合は当該年度に一度にこの予算、経費がかかるということがございますが、支出を数年にわたって平準化する形で財政を組みやすくするという理由もございいます。そういったもろもろの状況を判断して、リースのほうで検討しまして予算を組み立てているところでございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 以前、当初予算に計上されているのを私は経験したことがありますので、しかし今回予算の平準化ということと、それから前の桃原委員が質疑したのものに関してもありますけれども、やはりこういった形の大型車あるいは高価な車両が必要なのかなというところも、やはり突っ込んで予算は議論していかないといけないのではないかなと思います。

その中で、もう一つだけ言いますと、その車種というのは、ガソリンではなくて、電気自動車、EV車というのもこの中に入っていますか。それも関係なく、これから入札を予定しているということですが、そういった形の、それもおねがいます。

○石川慶 委員長 秘書広報課長。

○秘書広報課長 今回予定している車両につきましては、ハイブリッド車を想定しております。このタイプのEV自動車はまだないというふうに認識しているところでございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 一つだけですが、指名入札を予定しているということですので、入札に関する調書というのかな、何かしら資料は提供できないでしょうか。予算調書というのはないの。

○石川慶 委員長 秘書広報課長。

○秘書広報課長 ちょっとこういったものが出せるかは御相談させていただいてよろしいでしょうか。

○我如古盛英 委員 ぜひ出してください。皆さんが取りまとめた分だけでよいのです。

○石川慶 委員長 秘書広報課長。

○秘書広報課長 全部出すというのにはできないと思うのですが、出せるもので提出させていただければと思います。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 もう一つ、先ほどの8ページ、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金、これに関して、一つ追加してお聞きしたいのですけれども、よろしいでしょうか。内容は衣食の点で物価高による特別加算という説明ございましたけれども、今現在、資料として、新年度からしてまだ6月ですので、まだ間はない

のですけれども、生活保護を受給している方々の人数。それと、もう既に申込み、申請を受け付けというのでしょうか。そういったのをお聞きしたいと思えますけれども、分かるだけでよろしいですので、どれぐらいの件数が来ているか。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉担当次長 我如古委員の御質疑にお答えいたします。生活保護法の申請状況については、福祉保健の概要に載ってはいるのですけれども、最新の状況としまして、令和5年度5月末現在の人員と世帯数に関してですけれども、令和5年の世帯数が2,076世帯、人員につきましては2,618人でございます。申請に関しましては、ここ数年、コロナの影響等で増えていくかなということも、予測というか、考えてはいたのですが、国等の支援がコロナの場合には経済支援が非常に手厚くて、貸付けだったり、あとは自立支援金だったり、そういったことがしばらくの間、続いてございました。令和2年から令和4年に関しましては、突出して申請が多くなったということではなくて、そういった制度を活用した生活がなされたのかなと思うのですけれども、ここ最近、その制度が終了したことによって生活の糧を失ってしまって、申請が伸びているという状況があるということをお聞きしております。令和5年3月末から令和5年5月末の2か月間で31世帯の伸びがあるということで、担当課より聞いているところでございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。それから、職員1人当たり93件の件なのですけれども、担当者、これは平均して93件ですけれども、もしその担当者お一人がいろいろな事情で休んでしまったりするときには、ほかの人に割り振られてしまうというような考え方でいいのですか。現在、その担当者で休んでいる人はいますか。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員、補正とはちょっと違う内容です。

○我如古盛英 委員 参考的に。

○石川慶 委員長 参考でお願いします。保護課長。

○保護課長 今現状としましては、職員2名が育休。病気療養の職員が2名ございます。受け持っている件数は、ほかの現業職員のほうに割り振りするという形で今仕事を行っております。

○我如古盛英 委員 ありがとうございます。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。よろしいですか。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 審査中の議案第37号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前10時55分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前11時09分)

【議題】

議案第38号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○石川慶 委員長 議案第38号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第38号については、議案の提案趣旨説明を省略することにしたと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

では、議案第38号に対する質疑を許します。

まず、当局より補足説明がありましたら、お願いいたします。総務部次長。

○総務部次長 議案第38号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、補足説明はございませんので、引き続き審査、よろしくをお願いいたします。

○石川慶 委員長 では、質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 新旧対照表を見ているのですけれども、私が確認しますけれども、新型コロナウイルス感染症が5類に移行された。されたので、もう新型コロナウイルスに感染というか、その作業をした場合には、新型コロナウイルスに関しては、支給は削除になりますということで、新たにインフルエンザの防疫作業をした場合には支給をするということでよろしいのでしょうか。認識の確認です。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 ただいまの桃原功委員の御質疑に関してなのですが、今回改正することで、公布日から適用になりますので、公布日まで活動した場合は、現時点、規定にのっとって活動があれば支給する形になっていって。

(「コロナでも」という者あり)

○人事課長 はい。公布された後は、この特例がなくなった形で、前の救護手当というのがございますので、消防救護手当。失礼しました。消防活動手当ということで対応するというような形になってございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 発令したら消防活動手当という名称で支給される。これの例にはインフルエンザというのはずっとあったのですけれども、ここに改正案のところののっかってくるということは、これまではインフルエンザに関する防疫作業した場合には手当はなかったということですか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 そのとおりです。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 なぜこれまではなかったのに、今回コロナと入れ替えるようにこれが手当として支給される理由は何ですか。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 桃原功委員の質疑にお答えします。補足になりますけれども、ここに書かれているインフルエンザというのは通常の季節性のインフルエンザでなくて、新型インフルエンザということで御理解いただきたいなと思います。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ということは、通常のインフルエンザとこの特定新型インフルエンザというのは別物で、通

常のインフルエンザに関しては防疫作業しても支給はされない。この特定新型インフルエンザの防疫作業をしたら、その作業したときのみ消防活動手当が支給されるということの認識でいいですか。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 この特定新型インフルエンザというのは、今、はやっているのですか。それとも、今度また冬に向けて出てくる可能性が高いですか。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 御質疑にお答えいたします。新型インフルエンザというウイルスは、現在まだ、ここ数年では国がまだ指定しているような感染症ではなくて、今後発生するであろうと予測されている感染症でございます。以上です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 現時点でコロナウイルス、全くなかったということではなくて、今でも沖縄では高い傾向があると思うのですけれども、これ5類になったから削除しますということで、消防の皆さん自身は、その防疫作業するときというのは、紙ではこんなふうになくなったけれども、実態としては、これまでどおりの装備をして対応しているのですよね。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。今年、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されたというところで、各救急病院等も装備の見直しが図られております。当初、宜野湾市消防本部においても、これまでの感染症の対策を一部見直しをしまして、これまで通常だと全身の防護服を着装して作業をしていたのですけれども、これが今後、5類移行は必要ないというところ、個人用の全身着用する防護服がございますけれども、これの着装は基本的にはなしというところと、あと一点大きな変更点は、通常、気密性の高いN95マスクというのを着装しておりました。これをサージカルマスク、今、私たちが使うサージカルマスクまたはN95マスク、いずれかを着装して対応に当たるというような一部見直しを図っているところでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。ちょっと金額的なことを確認していいですか。これまでの防疫作業手当は、支給額というのですか、手当額というのですか、これは幾らだったのか。この消防活動手当は幾らなのか。説明をお願いします。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 これまで特例があった場合に関しては、1日当たり4,000円以内という形で。

(「防疫作業手当」という者あり)

○人事課長 はい。支給されて、消防活動手当、こちらはちょっといろいろ細かく規定があつて、基本的には1日350円、1回当たり出勤について250円というふうに規定がされています。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 出勤が250円で、出勤したら出勤しただけではなくて、その救急の方を対応していますよね。これは活動手当というのは区分されているのですか。その区分内容も説明できますか。出勤が1回250円だけ

れども、実際に活動すると、その方を手当でしたりとか、作業があるわけですね。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。消防活動手当につきましては、1回につき250円になってございます。さらに、救急救命士が仮に特定行為を行った場合には、250円ではなく350円が支給される。訂正します。300円が支給されるというものでございまして、コロナウイルスの場合は、直接患者さんに接して応急手当をしたりする方については4,000円、患者さんに接しないで、機械、運転のみの対応をした方については3,000円というような形となっております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。改正案の特定新型インフルエンザ等の防疫作業の金額というのは幾らなのですか。これも4,000円でいいのですか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 そのとおりです。

○桃原功 委員 以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。上地安之委員。

○上地安之 委員 その手当の件でありますけれども、何年間、防疫作業手当が継続をされたのですか。いつからいつまでされたのですか。

そして、年間の支給額、説明をお願いします。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 御質疑にお答えいたします。新型コロナウイルス感染症の患者に対応した年度は、令和元年1件で、令和2年度374件、令和3年度に420件、令和4年度539件となっております。

金額につきましては、令和元年度が1万1,000円、令和2年度、373万3,000円、令和3年度に401万6,000円、令和4年度、521万4,000円となっております。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 支給額と、その法律が施行されて、その対応された期間について説明をいただきまして、理解をいたしました。それは法律に沿って条例制定、地方公共自治体は制定をして、そしてまた法令が一部改正するに当たって、また条例についても一部改正をするという流れだと思うのですが、その支給額の年度別、説明いただきましたけれども、それは国が補填をされたのですか。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 上地委員の御質疑にお答えいたします。先ほど元年度から4年度までの新型コロナウイルス感染症にかかった防疫作業手当は御説明いたしましたけれども、そのうち交付金を充当した金額につきましては、令和2年度に261万円、令和3年度、350万5,000円、令和4年度、408万8,000円となっております。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 全額、国の補填というわけではないのですね、今の説明からすると。これは何という交付金ですか。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 ただいまの御質疑にお答えいたします。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で

ございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 分かりました。非常に蔓延当時というのは、命を守る上で、自ら命を前面に出しながらその対応されたというのは、本当に大変な業務をこなしたと思います。その手当については、国の制度で支給をされている。ところが、5類に変更される中で、その一部改正が、法律の一部改正に伴っての一部条例改正になるのだと思うのだけれども、それはこの支給されたのは、消防以外にもその現場に立ち会う方々も想定されたのですか。

○石川慶 委員長 人事課長。

○人事課長 実際、この防疫作業手当がコロナ関係で携わった、要はそういったコロナに感染したと思われる人、患者に対して携わった職員に対して支給されるものですから、例えばP Tが考えられるかとは思いますが、実際ワクチンP Tの職員は実際直接患者と接することがないので、今回実績があるのは消防か、搬送の方等のみです。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 消防以外の職員がこの接触をして手当の支給者になるというのは想定していないということで理解しているのですか。

○人事課長 はい、そうだと思います。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 いずれにしても、厳しいところ、命をつなぐ上でも、かなり大変なことが分かりました。条例の内容については十分理解いたしました。ありがとうございます。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。

審査中の議案第38号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午前11時28分)

◆午後の会議◆

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

陳情第11号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情

○石川慶 委員長 陳情第11号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情を議題といたします。

今回の陳情第11号の趣旨は、1つ目に、学校上空普天間小、普天間第二小、緑ヶ丘保育園の飛行を禁止す

ること、2つ目に、日本政府、沖縄県、宜野湾市の責任において、普天間第二小学校内の土壌調査の実施及びPFAS汚染特定箇所の土壌の入替えを行うこと、3つ目に、普天間の子どもたちを取り巻く空・土・水の安全を保障すること、上記の3点を求めた意見書を国及び衆参両議院へ提出していただきたいというのが内容となっております。

それでは、当局より、現状と対応について説明があればお願いいたします。ありませんか。

では、これより委員から質疑を受けたいと思います。質疑ありましたら挙手にてお願いいたします。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 陳情の内訳に、いろんな落下物の問題があるのですが、この前も落下物あったのですが、結局、防衛省の返答は黒塗りという回答なのですが、これは事故等が起きたときに、その報告というのは防衛省、防衛局を通じて市にあるのでしょうか。

○石川慶 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 宮城委員の御質疑にお答えいたします。この事故が、米軍関係の事故でしたら、これは海上であったりとか、住民などが特に訓練の様子を見ることができないというところでの事故ということでしたら、やはり米軍基地内で、まずは事故という報告が上がって、それから沖縄防衛省を通して関連する市町村に速報が入るといような流れで、これまでも対応してまいりました。以上です。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 防衛省から防衛局に来て、そこから。

○石川慶 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 はい、そのとおりです。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 それは、そばにあるのに、いろんな事故があつて遅いと思うのと、それからこっちから問合せしたときのいろんな問合せも同じように防衛局から防衛省に来て、この返事がある。

○石川慶 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 もちろんこの米軍の運用に関する、または防衛省の内部に関するもの問合せでありましたら、やはり沖縄防衛局を通して防衛省から米側にいろいろ調査、確認等して、その経緯でまた報告が返ってくるという流れでこれまで対応しております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 今までいろいろなやり取りを見ていたら、防衛局から防衛省から米軍にちゃんと伝わっているのかというのがとても疑問なのですが、防衛局とか防衛省で止まっていないかという点なのですが、それは分からないのでしょうか。

○石川慶 委員長 基地渉外課長。

○基地渉外課長 宮城委員の質疑、防衛省からきちんと米側に対して内容確認やったりとか、質問がされているかということに関しましては、宜野湾市から上げた質問に関しましては、きちんと返ってきているという状況ですので、今の状況はこちらのほうではお答えは難しいです。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。桃原功委員。

○桃原功 委員 何点か確認をしていきたいと思います。この陳情は今回議会に出されていますけれども、当局にも同じような陳情あるいは要請等出されていますか。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地渉外課長 同様の趣旨の市長宛ての陳情が、令和4年12月15日付の陳情が届いております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ちょっとマイクのあれが悪くて聞こえなかったのですけれども、令和4年10月。

○基地政策部次長 令和4年12月15日付の陳情で、12月26日に陳情書の手交がされております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ありがとうございます。陳情者の要望というのは、丸3つから3までの1、2、3点だと思っております。これを少し確認したいと思っております。1番の陳情者がいう学校上空の飛行禁止で、ページめくると、下線部分が分かりやすいと思っております。けれども、場周経路外にある普天間小、普天間第二小、緑ヶ丘保育園上空の米軍機飛行禁止を要請しますとあるのですけれども、場周経路外に当たっていると言われている普天間小、普天間第二小、緑ヶ丘保育園の米軍機の飛来状況というのは把握されていますか。もし把握されているのであれば、どのくらい飛んでいるか。あるいは、飛んでいないのかということで、説明をお願いします。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 普天間飛行場における航跡調査というのを沖縄防衛局のほうで実施をしております。これは令和3年度の回転翼機の飛行状況調査結果が市のほうに報告をされておりますけれども、この報告によりますと、著しく場周経路を逸脱した飛行は確認されていなかったという報告がされております。

この体制なのですけれども、沖縄県と宜野湾市で、普天間飛行場周辺8か所、騒音測定器のほうを設置してございます。その測定の回数でございますけれども、令和元年の発生回数、1万6,848回、令和2年度が1万8,970回で、令和3年度が1万6,719回、令和4年度が1万5,483回というような結果になっております。以上です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 最初に私がお尋ねした普天間小、普天間第二小、緑ヶ丘保育園の上空の米軍機の飛行というのは、逸脱して飛んでいないという説明でした。もう一度、その部分、説明お願いしていいですか。逸脱して飛んでいないというふうに聞こえたのですけれども。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間の飛行状況調査の結果については、場周経路については全般的に報告書に記載された場周経路に沿った飛行経路を確認したということで、従来の飛行航跡図と比較して大きな差異は認められなかったとなっております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうすると、今の答弁からしたら、この普天間小、普天間第二小、緑ヶ丘保育園の上空は飛んでいないという捉え方でいいのですか。場周経路から逸脱していないわけですよね。場周経路を米軍は守っていると。陳情者の要望は、この緑ヶ丘保育園の上空は場周経路外だから飛ぶなという要求だと思うのですけれども、今の次長の答弁では、場周経路から逸脱していないというふうに捉えたのですけれども、そうすると、その3か所の学校の上空は、さほど飛んでいないということで理解していいのですか。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 防衛局からのこの調査の結果の報告としては、大きな差異は認められなかったというこ

とで、全く飛んでいないという表現ではありませんでしたけれども、常習的にそういった場周経路を逸脱しているという報告の内容とはなってございませんでした。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。ありがとうございました。

その次に答弁された令和元年度の1万6,848回、令和2年が1万8,970回、令和4年まで4年間、1万5,000回以上飛んでいる状況の報告がありましたけれども、このカウントの仕方というのは、そのヘリと、ヘリ以外の航空機含めた軍用機が1回飛んだら、これで1回のカウントしているのですか。どんなカウントしていますか。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 航空機が飛行する際には、信号を発するのですけれども、その信号を感知して、一定の騒音を測定した際に1回という形でカウントしております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。ありがとうございました。

次に、この2点目の陳情者の要求ですけれども、同じページの、これも下線が引いてあるのですけれども、日本政府、沖縄県、宜野湾市の責任において、普天間第二小の敷地全域の土壌調査を行い、汚染が特定された箇所については土壌を入れ替えるように要請しますとあるのですけれども、これは私も議会でも何度も取り上げております。なかなか松川市長も、立入りの要求、基地内への、まずは事実確認ということで立入りを要求していると思いますけれども、なかなか、いろんなところに、ちゅら水会という民間団体が募金を募って、自費でこの普天間第二小学校近隣の土壌を採取した結果、PFAS値が出てきた。高濃度で出てきたので、今騒がれていますけれども、その後、この要求に対して市の対応というのはどんなふうな計画の予定なのか、お伺いします。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 議会のほうでも何度か答弁はしているのですけれども、繰り返しの答弁になりますけれども、国のほうでも安全値の基準がございませんので、まだ今すぐに、何かで土壌を交換することは考えておりません。ただし、国の動向も注視しながら、今回は沖縄県が令和5年度は全県的に調査をするということもお話がございますので、そこは県とも連携しながら進めてまいりたいと思います。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今年の2月に、政府、環境省が中心になってPFAS対策を進めていこうということで、PFAS汚染の戦略会議だとか、2つ、開催したのですけれども、それから5か月経過していますけれども、この戦略会議と言われている2つの会議の進捗状況というのを皆さん把握していますか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 今、桃原委員おっしゃったように、国の専門家会議、PFOS・PFOAに係る水質の目標値等の専門家会議というのが一つ、そしてもう一つがPFASに対する総合戦略検討専門家会議、この2つの会議が発足されておまして、まず1つ目の戦略会議、全体戦略に係る専門家会議につきましては、国内外の最新の科学的知見、国内、検出状況等のデータ収集、そういった具体的なことを検討されております。

本来、1つ目の水質目標値等の専門家会議が令和5年7月24日に行われております。総合戦略検討会議専

門家会議につきましては、これまで令和5年1月30日と令和5年3月28日、2回行われておりまして、今後、予定としては6月中に、あと3回目が開催される予定となっております。

専門家会議の内容における会議の内容等の進捗については、まだ報告がございませんので、今後、Q&A等の情報発信があった際には情報を提供してまいりたいと考えております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。この環境省の2つの会議というのは、進捗状況など、環境省のホームページなどありますか。国民が見ることもできますか。

○石川慶 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 桃原委員の御質疑にお答えします。環境省が主催しています2つの専門家会議ですが、それぞれ環境省のホームページのほうで資料等が掲載されております。まだちょっと最終的な結果等は確認できていないのですが、当日、会議当日までには、今までの会議では資料、ホームページ掲載されるところで。以上です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ありがとうございます。後に説明された教育部次長から答弁された沖縄県が同様の調査の予定があるということの説明がありましたけれども、これはもう一度詳しく、いつ頃、どの地域を予定しているか、詳細は分かりますか。普天間基地周辺なのか。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 詳細のほうはまだ伺っておりませんので、ホームページ等については公表されてはいるのですけれども。

(「県のホームページ」という者あり)

○教育部次長 はい、そうです。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。これは国の動向も、県の動向もぜひ注視していただいて、市民に情報の共有、提供というのをお願いいたします。

3つ目の陳情書の要望である、次のページ、憲法前文が保障する平和的生存権に基づき、普天間の子供たちを取り巻く空・水・土の安全を保障することを要請しますと、非常にくくりが大きいのですけれども、これに対する対応というのは、ちょっとできるかどうか分からないけれども、要は1番と2番の総括だと思えるのですけれども、それに対して皆さんの見解というものを少し確認できればと思うのですけれども、いかがでしょうか。要は、これは、普天間第二小の土壌が汚染されておりました。サッカーでスライディングしたりすると土ぼこりも口の中に入ってくるし、そういうふうに入ると、PFAS値が出たということになると、やっぱり親御さんたちも控える傾向というか、そういうふうになってくる。やっぱり教育が保障されていない。学ぶことが保障されていないという実態に対してのこの陳情者の要求だと思うのですけれども、憲法が保障する平和的生存権につき子供たちの環境を保障してほしいという要望だと思うのですけれども、それは私たち大人の責任として、しっかり環境の整備というのが実施していかなければいけないと思うのですけれども、その辺の見解というのはお答えできますか。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 航空機の航跡であったり、騒音問題であったり、今回PFOS、土壌、騒音等、普天間

飛行場に起因するものであります。最終的には普天間飛行場の一日も早い移設、返還、これを求める、移設、返還を実現することで、そういった根本の解決につながると思いますので、そこを粘り強く、日本政府、米軍に対して粘り強く要請を重ねてまいりたいと思っております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 もう粘り強くやらなくていいです。27年間もやっているのに。チュウジユクやっても大丈夫です。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。平安座武志委員。

○平安座武志 委員 確認ですけれども、PFOSに汚染されているのは基地の起因という、はっきりとおっしゃいましたが、これ間違いないですか。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 基地の蓋然性が高いということで、そこはおわびして訂正したいと思います。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 蓋然性が高いというのは、基地のほうでPFOSを使っていたからというのは分かりませんが、最近の新聞で、倉敷の最終処分場のそのもっと上流側のほうから高い数値が出ているという件もあります。ですから、この泡消火剤だけがPFOSが使われているものではないので、私は行政側は発言に気がつけたほうがいいと思います、新聞、メディアも含めて。私はずっとそれ言っているのですけれども、発言には気を付けていただければと思います。以上。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 桃原功委員のさっき質疑したところなのですけれども、お答えの中で分かりにくいところがあるので、もう一度確認したいのです。大きな差異がないという、令和3年。大きな差異がない。そういうところ、もう一度説明いただけますか。大きな差異がないというのは、何かと何かを比較してですか。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 航跡図と比較をして大きな差異は認められなかったということでもあります。もう一度申し上げますと、普天間飛行場の回転翼機については、場周経路があり、このルートを飛行するというものが示されてございます。それと比較をして大きな差異が認められなかったということでございます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 小さなとか、中くらいの差異はあったということですか。本当に曖昧な感じなので、この防衛省の報告は。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 令和3年度の報告については、そのような報告になっていました。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 令和3年度の航跡図は、小さい、逸脱したのはあるということですか。全然ないということですか。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 全くないというような報告ではございませんでした。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 2つ目の一定の騒音、さっきもカウントした、5秒以上の一定の騒音の大きさというこの説明をお願いします。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 失礼しました。騒音については、通常においての80デシベル、それより10デシベル以上大きな音が5秒以上発生した場合に1回として測定されます。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 今、国が2つの会議が動いているのですけれども、本当に時間がすごくかかっているのですけれども、今年中、ずっとかかるかもしれないのですけれども、ずっと国の基準値ができるまで待ち続けるということですか。

○石川慶 委員長 教育部次長。

○教育部次長 国の基準ができなければ、どこまでやっていいかわからない状況ですので、国の評価を見ながら、その判断を待ちながら検討してまいりたいと思っております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 何か本当に何と書いていいかわからないのですけれども、この国を待っている間に、本当に子供たちは被害をずっと受け続けていて、12万筆の署名も集まっています、お母さんたちは自分たちも自費、カンパ集めたり自費で何度も要請も行って、本当に市に対して怒っているわけではないですが、国に対しても腹立たしくて、子供たちが守られていないという、こういうのは本当にどうしたらいいのか、言葉にならないのですけれども、ワジワジしています。

○石川慶 委員長 ほかに質疑ある方。平安座武志委員。

○平安座武志 委員 教育部次長にお聞きします。先ほどの答弁ですけれども、国の基準ができないと、どこまでもという言い方はわからないという回答なのですが、掘る前提で聞きますけれども、この1,000ナノグラムと1,700というのが出たということが報道されていましたが、最初、これはアメリカEPAのスクリーニングレベルを基準にして新聞報道等で高濃度、高濃度とやりましたけれども、それは地下の水環境に影響を及ぼすスクリーニングレベルで評価して、子供たちがどうだという話を持ってきたわけです。

私、本会議での質問等でもやりましたけれども、人体へ影響を及ぼすスクリーニングレベルは13万ナノグラムパーキログラムだったのです。これもしっかり確認をさせて、回答をいただきました。ですから、この1,000と1,700というのは、まだ土壌を掘るレベルなのかどうなのか、私はわからないと思うのですけれども、土壌を掘るレベルで教育委員会は考えているのですか。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 平安座委員の御質疑にお答えします。平安座委員のおっしゃるとおり、水質と土壌は起因が違っていると考えています。水質については、暫定指針値50ナノグラムということがありましたので、湧水等については、その対応として50ナノグラム以下に抑えるために、宇地泊とか池の水の入替えとか行ってきました。さっき平安座委員おっしゃるとおり基準がまだはっきりしない。特に土壌については食べるものではないというか、水質は飲むものとして50ナノグラム。土壌については、確かに土ぼこりとかありますけれども、直接土を食べるものではないと。国の基準というのが正式に決められておらず、もしそれがはっきりするようであれば、それについては影響があるのであれば、土の入れ替えも考えとして委員会としては考えています。その基準はやっぱり国が決めないと難しいので、そういう考えを委員会としては持っています。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 この要請、今回出されている陳情なのですけれども、全くそのとおりで、1から3まであるのですけれども、普天間飛行場からの騒音は、僅かですけれども、依然として市民を悩ます、本当に生活に直結するような騒音が続いているのは確かなのです。それに対しては、皆さんも、市長も市当局も防衛局なり国のほうに要請していると思うのですけれども、その2番目の一つ、市当局が普天間第二小学校の土壌調査を行ったという点に関しては、私はさらに宜野湾市ができるものは、やっぱりすぐやってほしいなという思いがあって、何でできなかったのかなと思うのですけれども、この提出されたのは12月26日。その前に調査したのが、去年の8月です。ですから、教育委員会としては、その調査が、調査の値というのはどういう形なのかは別として、同じような調査というのは市としてはできやすいのではないですか。

さっき言いました、その人体に影響する値とか、あるいは直接体の中に入る、食べるわけではないからということは抜きにして、その環境調査というのはやっておくべきできないでしょうか。それができなかったというのは残念だと思うのですけれども、何でできなかったのでしょうか。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 お答えします。まず、調査については、そのまま土を取って検査に上げたという形で、去年の8月やった。県が実際したのは、今、県の調査方法が分からなくて、どういった形でやるかということで、ダイオキシン、土壌汚染法の調査方法についてありました。でも、県がある程度やるからということで、市としては、その知見がない中でどこまでいいかというのを分からなかったので、県が去年の8月か9月ですか、知事が令和5年土壌調査しますということで、県とやり取りしていました。普天間第二小学校は対象となるということで、市としてはその調整を行っていました。引き続き、先ほど来年は全県でやるということだったので、調査方法が確立されない中で市として調査するというのは、なかなか費用含めて難しかったところがありました。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 費用がかかるということですが、これはどういった児童生徒にも心身に影響があるかというのは、あるかもしれないというのは先んじて調査して資料を持っておかないと、できれば早めに対策を、きちんとした効果がある対策をできるということはあるわけですから、やってほしいですけれども、まずは資料から作るというのは、市の動きとしていいのではないかな。県がやらないと、費用の面があるということですから、やはり普天間第二小学校に通わせている父兄の皆さんは心配です、いろんなことが起こっていますので。ですから、それはもう、今からでもいいですから、やっぱり早めに市独自でもいいですから、まず資料を持っておく。資料持っておかないと、いつまでたってもこういうやり取りの場で時間が過ぎてしまうのではないかなと私は思うのですけれども、そういうお考えは教育委員会、ないでしょうか。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 先ほどの繰り返し答弁になるのですけれども、この土壌調査についても、調査方法が確立していない中で、県がその中で知見としてダイオキシンの中で対応しようとか、ダイオキシンの。この調査方法が実際に数値としてその場合適しているか分からないので、やるということは、市としてはなかなか難しいかなということで、市のほうでなかなかできないということで、県とも相談しながらということでございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 その件に関しては現在も県との調整中ということで考えていいのですか。

○石川慶 委員長 施設課長。

○施設課長 令和4年、調査するときに、県のほう令和5年度の方角としては全県的にやると。令和4年については普天間飛行場、嘉手納飛行場、その他飛行場になっていないところを併せて5か所やると言っていました。今回、PFOSのどうなっているかというのは、基地がないところも含めて全県的にやるということをしていきますので、その調査箇所については、また県と実際に協議していくと思っています。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 県も全県的にやるというのはマスコミ等で報告されていますので、宜野湾市の場合は、話合いをして、普天間第二小学校の関係するところも調査ができればと思いますけれども、できるかどうかは別として、ぜひ宜野湾市としてやはり普天間第二小学校の調査した結果というのは持つておかないといけないと思うのです。ですから、それを持つ方向でぜひ進めていただきたいと思います。この件は、本当にその陳情に込められているとおりで、その陳情書を早めに国、県に上げていきたいなというのがありますので、まずはその調査からぜひ進めていただきたいと思います。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。上地安之委員。

○上地安之 委員 議会に陳情が上がって、同時に行政側にも陳情書が上がっているのです。防衛へも要請が出されていますか。あるいは、沖縄県にも同様な内容で陳情もしくは要請として、分からなければ結構です。されているのかというのを確認したいと思います。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 すみません。どどこにこのような陳情が上がっているかという点は、正確には把握してございません。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 防衛局はどうなのですか。それも分かりませんか。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 申し訳ございません。ちょっと把握はしていません。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 行政側、陳情がこうして出されておりますので、行政側の今後の対応だけ確認させていただきたいのですが、今、議会のほうから幾つか質疑をされて、国の動向、県の動向、あるいはまた市の取組についての説明をいただいたところなのです。その陳情者に対する対応というか、陳情で出されますでしょう。その陳情内容に対する返答についての対応についてお尋ねさせていただきます。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 令和4年12月26日ですけれども、副市長と関係部長のほうで陳情に対する対応をしております。その際に口頭で副市長のほうから、この陳情に対する口頭による回答をしております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 陳情提出をしたときに、陳情書を受理したときに、その場でそれを答えたわけですか。結論出したのですか。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 この陳情に対して、後日、文書で回答するというわけではなく、その陳情の手交を受け

た際の口頭でのやりとりでの対応を行っております。受けた内容については、その後、令和5年2月には普天間飛行場の負担軽減推進会議作業部会、そのほうで副市長のほうから陳情に対して、内容に沿った発言を政府に対して行ってございますし、あと、今年の5月に、市長のほうから県内の関係、沖縄防衛局や外務省沖縄事務局、あと5月25日から総理官邸含め関係省庁のほうに要請を行っております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 確認したいのは、その陳情書の取扱いがどのように対応されたのかなど。どのような検討されたのかなどということが知りたいのです。議会サイドもそれらの陳情書を受けの中で、現実的にその現況がどうなっているかというのも、先ほど防衛局も場周経路、その経路外の状態がないというような防衛局からの説明があったと。あるいはまた、土壌の基準についても、その基準値がまだ示されていない中で、国の動向を見ながら対応していきたいというような話がありますでしょうか。その内容を陳情者に伝えたということですか。

それでは、それは取りまとめていきますでしょう、行政側が。陳情者に対する答弁、回答。それ、文書で出していただけませんか。

○石川慶 委員長 基地政策部次長。

○基地政策部次長 陳情手交の対応でございますので、その記録を提出してまいります。

○上地安之 委員 以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 では、質疑もないようですので、進めていきたいと思えます。

審査中の陳情第11号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後2時45分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後2時48分)

○石川慶 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次の委員会は明日の午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

(散会時刻 午後2時48分)

総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和5年6月15日（木） 2日目

午前10時02分 開議

午前11時56分 閉会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（10名）

委員長	石川 慶
委員	宮城 克
委員	上地 安之
委員	桃原 功
委員	プリティ宮城ちえ

副委員長	知念 秀明
委員	平安座 武志
委員	伊波 一男
委員	我如古 盛英
委員	上里 広幸

○欠席委員（0名）

○説明員（3名）

消防次長	又吉 清
警防課長	伊佐 隆之

予防課長	早川 淳
------	------

○議会事務局職員出席者 棚原 裕貴

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第40号 宜野湾市火災予防条例の一部を改正する条例について

議案第46号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について

議案第37号 令和5年度宜野湾市一般会計補正予算（第3号）

議案第38号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

【閉会中の継続審査】

請願第2号 沖縄本島南部土砂採取計画の撤回を国に要請することを求める請願

陳情第11号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情

陳情第12号 公契約条例の制定を求める陳情

第451回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和5年6月15日（木）第2日目

○石川慶 委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから総務常任委員会第2日目の会議を開きます。これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時02分）

【議題】

議案第40号 宜野湾市火災予防条例の一部を改正する条例について

○石川慶 委員長 議案第40号 宜野湾市火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。お諮りいたします。議案第40号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

では、議案第40号に対する質疑を許します。

まず、当局より補足説明がありましたら、お願いいたします。

（執行部説明省略）

○石川慶 委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆さん、これより質疑を許します。質疑ありましたら、挙手にてお願いいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 おはようございます。今回の条例、資料が全部付されていますので、これだけでおおむね理解できると思います。大きく2つ、急速充電の設備の件と、次のページの喫煙所等に掲げる標識についてとその他の事項、この3件が今回の条例ということで理解していいですか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 はい、そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ありがとうございます。この急速充電設備についてお伺いしたいのですが、家庭用の通常のコンセントからできる仕組みがまだ確立されていなくて、どうしてもこの一体型か、あるいは分離型かの充電器を設定しないといけないわけですか、今の段階では。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 御質疑にお答えします。基本的に車側を見ますと、普通充電設備用のコネクタを受ける接続口、それと別に急速充電設備用のコネクタをつなげる充電口、この2つが最近の車では用意されています。ですから、御家庭で普通充電、足りなくなったときに急速充電。別々の口で充電できるような仕組みになってございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 これは普通充電と急速充電の差というのは、数字で比較するとどれくらい変わるのですか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○**予防課長** 普通充電設備でいうと一晩というイメージがあると思います。一方、急速充電設備だと、金額とか容量とかにもよるみたいなのですが、大体15分程度で走るようになる、そういうような設定がされているものが多いようでございます。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 国道58号沿いにあるパチンコ店にどなたでも自由に利用くださいという充電器があるのですけれども、ああいったのも、あるいは山原の高速自動車道にあるシステム、あれが急速充電ということではないのですか。

○**石川慶 委員長** 予防課長。

○**予防課長** 申し訳ありませんけれども、パチンコ店にあるものと高速の休憩所にあるものが急速充電設備かどうかというのは、ちょっと私は知らないで、お答えできません。申し訳ございません。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** こういう車の電氣化に伴って、これまでもありますけれども、今回の改正というのは、前の条例では主にどこが違うのか、説明できますか。

○**石川慶 委員長** 予防課長。

○**予防課長** もう一度資料の図を見ていただきたいと思います。今、一般的に広まっているものが図1のタイプが多いといえます。今後、より高電圧のもの、より短時間で充電できるようにするためには大きな設備が必要になってくるのですけれども、図2のようなタイプのものが増えていくかと思えます。このような設計をするに当たって、今回の改正で、よりコンパクトに設定ができるようになると考えられます。この辺のものが主な点だと考えております。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 分かりました。それが宜野湾市に4件以上、50キロワット、50という数字をおっしゃっていましたが、それは図1のものが4件あるということですか。それとも図2の急速型が4件あるということですか。どちらでしょうか。

○**石川慶 委員長** 予防課長。

○**予防課長** 規模の小さい設備になっておりますので、図1のタイプが4件、市内にあるということになります。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** これは有償で利用するのですか。それとも無償でできるのですか。

○**石川慶 委員長** 予防課長。

○**予防課長** 当然ガソリンスタンドと同じような考えだと思いますので、当然お金を払って充電する設備ということになっております。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** ありがとうございます。

次、2番の喫煙所等に係る標識についてということですが、これはその図3とか図4にあるようなのですけれども、その印、マーク自体が変わるだけでいいのですか。お尋ねします。

○**石川慶 委員長** 予防課長。

○**予防課長** お答えします。一つには、図記号を使っているものについてはそのとおりでございます。業界

で規定しているものは使わないで、ISOなんかに提供したものを使うというふうにしています。一方、喫煙所という文字ベースのものを標識をつけないといけないことになっているのですけれども、それが図3の喫煙専用室標識で変えられるということになっています。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 変えられることになっていますということは、あえて変える義務はないわけですか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 はい、そのとおりでございます。変える義務はありません。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 コンビニなんかに設定されている喫煙所がありますけれども、ああいうところも、できればこういうふうにJIS規格のマークに変えてほしいということですか、制度は。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 今回の条例に規定している部分については、劇場などの人の出入りが多いところについてだけ条例で規制しているものでございます。そこについて、今回このように改正で、例えばコンビニエンスストアだとかの喫煙所については条例では規定していないので、そこで規制をかけるというわけではございません。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 よく分かりました。ありがとうございました。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。平安座武志委員。

○平安座武志 委員 この分離型という設備についてですけれども、200キロワットの上限を撤廃して、これからどんどん、どんどん短縮化できるほどのワット数に上がっていくというのが開発されていくだろうなという予測がつかますけれども、ちょっとこの電気について、よく分からないのですが、これがどんどんワット数が上がるにして、もしガソリンスタンドとかであれば、見ている方がいるのであれなのですけれども、この急速充電装置についてはそういう基準はありますか。誰かが管理して、要するにそばにいないといけないとか、例えば、あともう一点は、設置する場所に限定される。要するに住宅の近くでは設置できませんよとか、そういう基準があるのか、まずは確認させていただきたいなと思います。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 お答えします。1点目の管理者の設置が必要なのかどうかという点ですけれども、ガソリンスタンドや何かには危険物取扱者というのを置くことになっています。一方、急速充電設備においては、特に消防関連の法規によってそのような管理者が必要だというふうにはなっておりません。

もう一点、設置場所についてですけれども、図2の左側にあるような四角い箱、ここが充電変電部になるのですけれども、ここについて、あまり建物に寄ってはいけないというような規制はあるのですけれども、その建物が、例えば防火上のしっかりした壁などがあれば、そこに接近して設置していいというようなことになってございます。そういう意味でいいますと、距離については、離隔距離というのですけれども、離隔距離については多少規制はございます。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 あまり設置場所について規制がない。あと、どんどん、どんどん開発されてワット数が大きくなると考えると、それに対する、背景のほうに、今後開発が予想される高出力設備について火災予防

上支障がないことが確認されたとあるのですけれども、この急速充電設備は安全と考えていいのですか。例えば何か、緊急停止装置等はあるのでしょうかけれども、例えば爆発を起こすとか、そういう危険性がないものと考えていいのですか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 総務省が主催しています検討会というもので安全性は確保されたというふうに認識がされています。もう一つは、先ほどもお話ししたように、業界団体が持っている仕様書、そこで安全仕様のものはしっかりと規定されておりますので、もちろん安全だと思っていいと考えています。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。少し、これからどんどんまたすぐ増やされると考えた場合、相当の高出力になるのだろうなという思いがあったもので、設置場所の基準があるのかと感じたのですけれども、安全性が本当に確保されているのかという観点から質疑させていただきましたけれども、これは安全性が確保されているものが設置されていくというふうに理解をいたしましょう。以上です。

○石川慶 委員長 次、質疑のある方。上地安之委員。

○上地安之 委員 なかなか理解がちょっと難しいですね。的確に確認をさせてもらいたいです。何が改正されたのかというのが、あまりまだ分かりづらいのです。例えば消防法第9条を母法として、そして急速充電とか、あるいはこれまでのキロワットについては50キロワットまでは元どおりだとか、あるいは今回は200キロワットまで拡充するのだとか、よく言われていますけれども、それもちょっとピンとこないのです。それで、ここでいう今回の条例改正をされる、的確に何がどう改正されたのか。改正に伴って現場でどう変わるのかというのを説明いただけませんか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 お答えします。資料1ページ、主な改正点、下の部分があるのですけれども、ここのは結構説明になると思います。資料、全出力を撤廃する。このことによって、より大きな出力の設備が造ることができるようになります。今までですと、この200キロ以上の大きな設備については、実は条例の規定上、変電設備として規制する。200キロ以上は変電設備として規制することになっていました。これを急速充電設備が200キロ以上の急速充電設備ということにしますというような改正によって、そのような複雑な規制の仕方を撤廃して、これは急速充電設備だということにして、大きな出力の設備でもこの規制の中で、枠の中で規制することができる。そういうふうになると、開発、新しい商品の設計なんかもしやすい。これによって、よりコンパクトに設計ができるというような大きな改正、今回の改正の目玉ということでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 これまでの法律は変電が義務づけられていたやつが撤廃をされて簡素化をされて、200キロワット以上のものについても、それは業務ができるというようなものということですか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 おっしゃるとおりでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 つまり規制撤廃も含まれて簡素化されたということですね。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 規制の緩和が具体的に行われたということでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 分かりました。それでは、この現場のお話をさせてもらいますけれども、県内にはそういった規制緩和をされて現場に導入をしようとする動きがどうなっているのか。

それと、その場合は市内の、例えば宜野湾市であれば消防長に届出義務が発生するのか。その届出制度については法的にはどうなっているのか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 1点目についてお答えします。まず、市内の動向なのですけれども、我々が今把握している範囲内で、幾つかの設備を設置したいという相談がいまあります。そういうことを考えますと、今後ますますこういった大きな出力の設備が設置されていくのだろうと予想しています。

もう一つ、2点目についてお答えします。この設備が届け出られるかどうかということなのですけれども、ここについては、今回改正していないのですけれども、条例第45条、届け出なければならないとなっていますので、ある程度、大きな設備については届け出されることとなります。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ちょっと幾つか確認させてもらったら、法改正の中で届出も義務づけられるようなものも言われていたものだから、今日の説明でもなかったから、何が改正されるのかな。つまり200キロワット以上、大型の急速充電をする設備については、それは宜野湾市の消防長の届出義務が発生していますよね。ということですよ、改正があるのだから。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 お答えします。今回の改正で、届け出なければならないというところは改正はしていない。もともと規定してあります。そこはいじっていないです。ですから、届け出なければならない。この改正の後も同じようにそれが生きます。今回の改正については、どちらかという、そこの届出義務のところではなくて、設備そのものや何かを規定するときに、図1のタイプから図2のタイプに設備が変遷していくだろう。そこで、うまく説明するために文言の整理だとかというものをしなければならなかったというのが内容です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 分かりました。ありがとうございます。現場の変化というか、現場がちょっと変わっていくと思うのだけれども、その給油所にこれが設置をされていくのですか。それとも、給油所以外でもそういう設置をして充電業務を開始する動きがあるのですか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 お答えします。必ずしもガソリンスタンドに給油所に設置するというわけではございません。こういう規制は一切ございません。実際に今届出が必要な大きな設備、県内に幾つかあるのですけれども、例えば事業者のディーラー、ああいうところに設置されておりますので、今現在はございません。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 場所は問わず、いろんなところにその急速充電器が設置をされていくということになるわけですね。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 そのように記載されていると思います。

○上地安之 委員 分かりました。ありがとうございます。

○石川慶 委員長 ほかに質疑ある方。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 届出関係について、上地委員から質疑ありましたので、分かりました。それで、これまで宜野湾市内には、50キロワット以上の件数が4件あるというふうな説明がありましたけれども、これまでは家庭をそういう設備の電気設備をやって利用して、その充電設備まで一体型の急速充電まで設置するところが多分あったと思うのですけれども、そういうところもこれまでどおり、45条では届出が必要だということに理解していいですか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 届出義務があるものについては、50キロワット以上の大きな設備が該当しています。今回、そこに改正法がございましたけれども、もともとそういう規制があります。一般家庭用の充電する場合は、当然なのですけれども、そのような大きな設備がないので、当然ですが、届出の義務はありません。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 住宅建築の場合、オール電化ということで、恐らくそういった充電設備まで設置するのではないかなという、これから見通されるのですけれども、そういったのも届出が必要になってくるのでしょうか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 50キロワット以上であれば届出が必要だということになりますが、一般の家庭でそのような設備はなかなか、高額というような理由もあると思うのですけれども、なかなか一般の家庭では急速充電設備は設置しないだろうと予想しております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 分かりました。以上で終わります。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 せっかくですので、お伺いしたいと思うのですけれども、例えば車側の視点からすると、外車があったり、国産車であったりするのですけれども、この充電設備を設置すること、部分というのは、外車であろうが、国産車であろうが、その規格みたいなものは一緒なのですか。それとも、せっかくあったけれども、外車、国産のものが合わないとか、そういったものはあるのか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 お答えします。業界団体が作成している標準仕様書に準拠すると、国産のものであっても、外国産、国外産の車両であっても大体充電はできるようですが。ただ、私が把握している、インターネットで調べただけの内容なのですけれども、ある国外の会社については独自のコネクタの仕様を持っていて、その会社の車両については充電できないという話もあるということです。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 それはどこのメーカーか教えてもらうことできるのですか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 個別の車両については、ここでは控えさせていただきますと思います。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 あと、4か所あるということなのですけれども、今どこにあるというのを教えてください。

○石川慶 委員長 予防課長。

○**予防課長** お答えします。4件については、ファミリーマートバイパス嘉数二丁目店、ニトリ宜野湾店、ムーンオーシャン宜野湾ホテル&レジデンス、もう一つはL I X I Lショールーム沖縄、この4か所です。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** ここいずれも有料になっておりますか。

○**石川慶 委員長** 予防課長。

○**予防課長** 申し訳ありませんが、個々の有料、無料についてはちょっと把握しておりません。

○**石川慶 委員長** ほかに質疑のある方。上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** 議案書の5ページ、議案第40号、提案理由で、総務省の省令の基準、省令の一部を改正することによって、この条例を改正するという理解でよろしいのですか。

そして、確認させていただきたいのは、その中の喫煙所等に係る標識について、資料を拝見しているのですけれども、総務省の省令、変更されてあるのです。それ伴って条例を変えていくということなのですが、この一部条例というのはどう変わったのか、ちょっと分かりたい。なぜかという、皆さんの資料の中で、背景の中で、省令と別に上位法がどこが変わってくるのかが知りたい。健康増進法も変わってくる。その中で、別表を削除して一般の規定に当てているという、この資料の中での理解です。それを少し整理させていただきたい。私が質疑する喫煙所等の標識について、総務省の省令がどう変わったのか。宜野湾市の条例を変更するための上位法はどうなっているのか。関連性を少し整理して確認させてください。さっきおっしゃったのですけれども、そのまま条例が基になっていると思うのですけれども、一つ一般のJ I S規格とか、I S O規格とかに準じている。これに準じる必要があるのか。

○**石川慶 委員長** 予防課長。

○**予防課長** お答えします。資料をちょっと見ていただきたいのですけれども、資料1、急速充電設備については、上位法があって基準省令が変わったので、こう変わる。2番の喫煙所のところについては、実は上位法として基準省令があるわけではございません。そこについて、健康増進法でこういうふうに変えていいです、あるいはI S O規格とかJ I S規格で、図記号については一般的なもの、分かりやすいものに統一していこうという考え方になっているので、それに合わせて、条例に合わせているというような形で、必ずしも上位法という位置づけではないのですけれども、全体の条例の上にある法律では、あるいは国際規格、それから国内規格、それに条例を合わせていこうという考え方でございます。

○**石川慶 委員長** 上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** 分かりました。充電設備については、もうそのとおりで分かるのですけれども、関係省令とか、上位法がないので、健康増進法の中で改正あったので、本市としても変更していきたいということですよ。必ず変える必要あるのですか。なぜかという、私、確認したいのは、省令とか条文の中で、別表の表でうたわれているのであれば、その変更に伴って市の条例もそれに合わせていくものであれば分かるのです。別表削除していくと、その辺をI S O規格、J I S規格、2つあるわけです。どこに準じていくのか。統一されていくわけではないと思うのです。この問題、よくあると思うのですけれども、そういったところで、どこに合わせていくのか。J I Sに合わせていくのか。I S Oに合わせていくのか。宜野湾市はどこに合わせていくのか。I S OとJ I S規格が統一した見解を持って、これが共通の、我々日本の、世界の共通として何か決めるものがあるって、それに伴って条例も改正させてくださいと。我々が使っている条例の別表を削除して、この規格に合わせていきますよという理由を教えてください。今もらっている資料の

ことについてはどうお示ししたらよろしいですか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 お答えします。特別に条例の中で、こうなさいという提案はしていませんけれども、当然 J I S 規格、I S O で定められている図記号ありますので、それがあれば、その図記号を、例えばインターネットから取り寄せて、こんなものを設置していただければ結構ですというお話はできると思います。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。伊波一男委員。

○伊波一男 委員 今の上里委員とのやり取り、また、ほかの委員とのやり取りも聞きながら、今回、この喫煙所等にかかる標識について、宜野湾市内ではどうなるのですか。宜野湾市内の事業所もしくは場所というのはどこがあるかを教えてもらえますか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 お答えします。市民会館、それからコンベンションセンター、そういったところ、それから今工事中なのですけれども、屋外劇場、それが完成すると該当する場所になります。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 一般家庭というか、またショッピングセンターとか、スーパーとか、そういうところは該当しないみたいな形で理解していいのですか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 お答えします。条例で規定している標識を定めるものは、人が多く集まるような場所を想定していますので、委員がおっしゃるように小さい施設についてはこの規制が該当しないと。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 人が流れている状態で、動いていない状態ではないと。スーパーとか行くと人は動いていますよね。流れていますよね。今言うところは人が座っているから動かない状態になる。大きな建物、そういうところが該当するというような理解でいいですか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 人が動いているかどうかというよりも、人が多く集まるかどうかというところで判断するようなかたちになっております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 健康増進法で、この中には省令なり、省令の定めるところによりと書いてあるので、これを受けてのまた内容があるわけですから、健康増進法、添付した資料を読んでいるのですけれども、少し説明してもらえますか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 おっしゃっているのは、資料 2 ページ、下の健康増進法の第 33 条第 2 項のところ、厚生労働省令で定めるところというところだと思うのですが、ここについては、喫煙場所、病院、そういったところの喫煙する場所について特別に設けた場合は、こういった標識を設けて示してくださいというような内容になってございます。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 これは病院等、喫煙場所等設けられている場合は、こういう標識をつけてくださいという省令が出ていますよということで理解したいと思いますが、それでいいですか。

○石川慶 委員長 予防課長。

○予防課長 そのとおりです。

○石川慶 委員長 ほかに質疑はありますか。よろしいでしょうか。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 では、審査中の議案第40号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前10時50分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前11時00分)

【議題】

議案第46号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について

○石川慶 委員長 議案第46号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第46号については、議案の提案趣旨説明を省略することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

では、議案第46号に対する質疑を許します。

まず、当局より補足説明がありましたら、お願いいたします。

(執行部説明省略)

○石川慶 委員長 ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行いたいと思います。質疑ありましたら、挙手にてお願いいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 質疑の前に、先日、宜野湾市議、ほぼ全員、嘉手納町にあるニライ消防本部、あそこが消防通信指令センター、そちらを視察をさせていただきました。消防長に本当に的確な説明をいただいて、感謝しております。ありがとうございました。

質疑なのですけれども、今回、うるま市に新しく設定するということですよ、場所自体は。令和8年度でしたか。令和9年度でありますけれども、うるま市に選定、決まった理由というのを説明いただけますか。なぜうるま市に決まったのか。

○石川慶 委員長 警防課長。

○警防課長 御質疑にお答えします。現在、沖縄県消防指令センターについては、今おっしゃったようにニライ消防本部のほうに設置されております。大体おおむね10年をめぐりに更新をしているところなのですが、

119番通報については止めることができない装置になっていますので、次の本更新を考えるに当たって、この場所を運用しながら次の場所を探さないといけないという経緯があります。他県とかでは、その場所については同規模の部屋を2つ設けて更新を交互にやっていくというやり方もあるのですが、ニライ消防本部については同等の施設がまずないというところ、本更新に伴う場所がないというところから議論がスタートしている中で、うるま市のほうが場所を提供できるという経緯があって、うるま市のほうに移るということになっております。以上です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ありがとうございます。そうすると、うるま市が自ら、自分のところから場所を提供できるという理由ということでもいいのですか。

○石川慶 委員長 警防課長。

○警防課長 また、協議会の中で次の本更新を検討するに当たって、場所等を提供する場所がないかというところを調査等もある中で、うるま市が手を上げたというところで、そこが協議会のほうで承認されたという経緯になります。以上です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 例えば宜野湾市は標高100メートルぐらいある。そういう全体的な指令の中で、高所だから有利なのかなという、分からないので、お聞きするのですけれども、例えば今回は、うるま市が土地を確保できそうだからということで手を上げたということがあると思うのですけれども、宜野湾市が例えば高所がある、ニライ消防本部。そうすると、宜野湾市という選択あるいは選定という協議は全然なかったわけですか。高所は別に選定理由にはならないわけですか。

○石川慶 委員長 警防課長。

○警防課長 お答えします。当然場所の設置については、他県とかであったのですが、海岸沿いで津波被害を受けたというケースもありまして、やはり標高が高いところというのは条件というところの中で、宜野湾市も検討したのですが、宜野湾市については指令センターを置くような規模の場所というのがないという判断の中で、場所についてはできないという判断をしております。以上です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今回、沖縄市が令和8年度から加入が予定されているということなののですけれども、そうすると各消防の分担金というのですか、負担金といいますか、この割合が若干宜野湾市も減額されるという認識でいいのですか。負担金みたいなもの。

○石川慶 委員長 警防課長。

○警防課長 お答えします。当然、沖縄市が現在14万3,000人というところでありまして、指令センターが運用する案分方法は結構様々な案分方法があるのですが、基本的には人口で割っていったりするところがありますので、沖縄市が加入するところで宜野湾市の負担が軽減されるというところはございます。考えがあります。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 この沖縄県の消防協議会の設置は、10年ぐらい前ですか、大分前になりますけれども、そのときにほかの市町村も一体となって統一していこうという機運があったにもかかわらず、沖縄市、今、那覇市も入っていないのですよね。そういった状況がある中で、その沖縄市が令和8年から協議会で統一し

てやっていきたいという主な理由があれば、理由というか、これまで協議を続けてきたと思うのですけれども、こういった状況で協議会に参加することになったのか、一つだけお願いしたいと思います。

○石川慶 委員長 警防課長。

○警防課長 お答えします。沖縄市についても、当初のときは単独で整備した経緯がございます。ただし、やはり指令隊の整備等に多額な予算がかかりますので、今回、指令センターの本工事に合わせる形で、沖縄市としても単独整備した場合よりも予算の軽減化が図れるという判断と、あと2点目に、指令員、119番を取る職員なのですが、そこにかかる職員というところを指令センターに加入するところで圧縮できて、その分、現場の職員に充てることができるという判断の下、今回、沖縄市の指令センターの加入というところの状況になっております。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 そうですよ。当初、協議会が発足するときにも、説得して、皆さんやったと思うのですけれども、やっと統一して協議会に加入して、予算の要因があったのかなと思うのですけれども、以上分かりました。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 先ほど桃原委員が質疑したことに関連しますけれども、その場所なのですけれども、西普天間、ちょうど沖縄の中心みたいなどころなので、場所的にいいと思うのですけれども、それは検討にあがらなかったですか。

○石川慶 委員長 警防課長。

○警防課長 御質疑にお答えします。場所的にというところで、宜野湾市も中央にはございますが、活用については決定しているということと、更新が令和8年というところで、結構迫っているというところもございますので、その8年から運用するに当たっては、来年度からは機器もやっていきますので、そういうのを含めて宜野湾市にはないという判断しております。以上です。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。ありがとうございます。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。伊波一男委員。

○伊波一男 委員 まず、今回の沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の一部を変更するという内容を見ますと、沖縄市が入ります。沖縄市長の名前も入りますという形がありますが、この運営協議会は、こういった方々が運営協議会を行っているのですか。全部の加入をしているというか、そういう代表者が来て、30名も40名もそろってやるのですか。どんな感じで運営協議会を、これは設ける。運営協議会を設ける地方自治体が沖縄市を誰が協議したのですか、いいでしょうみたいな協議は、4～5名でやったのですか、それとも30名でやったのですか。協議会を設けて協議するというをやったのでしょうか。それちょっと御説明もらえますか。

○石川慶 委員長 警防課長。

○警防課長 御質疑にお答えします。運営協議会自体は、管理、執行という中では、各市町村長、首長、管理者というところでございますが、協議会の委員につきましては、消防本部が設置される団体については各消防長が委員となっております。また消防を持っていない離島の町村等については、その副市長、副村長、クラスが参加した協議会という団体がありまして、その中でそこが決定されております。その中で、最終的

には規約、受け入れるについては議会の議決が必要ですので、各団体において議会で議決されていく中で決定になっております。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 ただいま警防課長のお答えに対して若干補足いたしますけれども、今回、沖縄市が同協議会に加入したいという申入れがございまして、その内容について、今年、令和5年1月の運営協議会の中で議題として提案されました。そこで承認されたというところで、今現在の手続になっているというところがございます。以上です。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 運営協議会、先ほどありましたが、消防長もしくは村長とか副村長が参加されてやりませうということでありました。確認なのですけれども、加入するということでしょうか、そういうときは、この加入希望団体は、まず文書で加入文書が来ますよね。これが来て、それをまた、協議会に諮るわけですよね。これで承認されたということを理解したいのですが、そのとおりですか。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 伊波一男委員の御質疑にお答えいたします。そのとおりでございまして、先ほど御答弁いたしましたけれども、今年の3月議会に沖縄市の議会において、この協議会に参加してよろしいかという議案が提出されています。沖縄市の議会にて議案が可決をされまして、その書類を基に協議会のほうに提出されて、協議会のほうで承認をしたというところで、今後、各参画協議会が議会の議決を求めていくというような手続になるというふうに認識しております。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。桃原功委員。

○桃原功 委員 せっかくなので、もう少しお尋ねしたいのですけれども、この沖縄県消防通信指令施設になってから何年経過していますか。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 御質疑にお答えいたします。平成23年に発足してございます。

(「平成23年というとなん年経過していますか。14～15年」という者あり)

○消防次長 12年。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 12年だとしますと、冒頭で大体機器の運用年数は10年ぐらいが目安というふうに言われましたけれども、12年ということは、もう急いで替えないといけないということなのですね。

○石川慶 委員長 警防課長。

○警防課長 お答えします。協議会の設置につきましては平成23年というところであるのですが、当初は全市町村対象とした指令隊の運用というところを協議しておりました。その中で、先ほどあったように幾つかの団体が抜けていくというところで、実際運用開始したのが平成28年4月1日から本格運用となって、現在運用されていますので、その10年後というところで、現在、令和8年に向けて本更新に向けて動いているところなので、現段階では7年の経過というところがございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 令和8年をめどに、うるま市での運用を予定していて、そこから機器の運用、耐用年数、10年という目安とすると令和18年ぐらい。また次の場所を探さないといけないのですか。うるま市とは別の場所。

○石川慶 委員長 警防課長。

○警防課長 お答えします。令和8年にうるま市に行く予定をしておりますが、うるま市については、うるま市のその場所で完結できるような、先ほど説明したように、同じ規模の部屋というか、2つ設けて、2つの方法で運用していく予定を今しておりますので、今後はうるま市のみで対応できるようになる予定になっております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 2つということは、令和8年からA棟で運用して、B棟は使わないけれども、令和18年以降にまたB棟、ここに移れるめどはあるということになりますか。そういうこと。

○石川慶 委員長 警防課長。

○警防課長 現時点でそのような2つで運用していく予定でございます。新たに造る予定をしております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 では、10年後の令和18年のことは心配しなくていいということですね。

○警防課長 はい。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 もう一点お尋ねしますが、平成28年からこの指令センターに加入して、そのときから119番の到着時間というのですか、119番をして。それと、その加入する前の宜野湾消防の単体での到着時間の差異というのは、大分スピードアップしたと思うのですけれども、その辺のデータは持っているのですか。大体、ざっくりでもいいのですけれども、3割ぐらい早くなったとか、あるいは10%ぐらい早くなったとか、到着時間が。なければならないいいのですけれども。

○石川慶 委員長 警防課長。

○警防課長 お答えします。以前、宜野湾市が独自で有していたものに比べて、現在も運用しているシステムというのは、高度化されて、特定するのも早い状況にはなっておりますが、その現場到着時間の一番の要因というところで、出動件数というところで言いますと、救急件数なのですが、救急件数については劇的に増えているという状況がございまして、要因的にそれが一番大きいところがありますので、統計として見たら、若干現場到着時間というのは長くなっている傾向はございます、実際。去年については、救急の件数が5,279件で、平成28年については4,288件の救急出動件数で、その前の27年は3,967件というところの件数しかなかったというところを考えると、その分の件数が増えたというところの、やはり全体が出動して、次の場所に到着するのが若干時間がかかるというところもありますので、時間だけ比較すると少し長くなっている傾向はございます。

○桃原功 委員 人口も増えているしね。以上です。

○石川慶 委員長 質疑、ほかにありますか。平安座武志委員。

○平安座武志 委員 今回は、うるま市に移るという段階で、うるま市が手を上げて管理していくということだったので、今回、うるま市に2つ造るということで、場所の移動というか、更新するときに、また新たな場所を探さないようにするということがあったのですが、今回が加入するのは最後のチャンスなのですか。例えば浦添市さんとか、手を上げていないではないですか。もしかすると浦添市さんも加入する可能性がある。本来だったら、また令和8年度までは窓口を閉めないでくれという話も出ていたと伺っているのですけれども、今回が加入というか、一緒にやりましょうという最後のチャンスなのですか、令和8年

度までは。例えば令和8年度過ぎた後でも、例えば浦添市さん。那覇市さんがどうなるか分からないですけども、那覇市さんが令和8年度、新しい施設が造られた後でも手を上げれば入れるものがある。それはやっぱりなぜかという、ほかの負担金、発生して皆さんで造るわけですから、後から入ってくるころはどうかという話の問題だと思うのですけれども、今回、令和8年度まで、最後の加入するチャンスなのかどうかだけ、1点教えてください。

そうではなくて、8年度以降でも手を上げるのであれば、そのときのまた皆さんが出された負担金を、この新しく入ってくるころ、負担しないといけなくなると思うのですが、そういうやり方もあるのかどうか、1点だけ確認させていただけますか。

○石川慶 委員長 警防課長。

○警防課長 お答えします。今あったとおり、浦添市については、加入に向けて検討しているという話もありまして、特に門を閉めるとかというところ、令和8年度以降、門を閉めるようなことというのはございません。ただ、課題もございまして、またその人口規模等にもよるのですが、システム自体が、その人口規模に耐えられるシステムかどうか、その後、119番の件数が増えますので、それを取るシステム、台があるのですが、その個数等の調整というのはキャパはございますので、そこについては今後の設計とかの話にはなってくるのですが、仮に那覇市とかとなった場合は、那覇市は人口30万人ございますので、その中で現システムが対応できるかといったら、難しいところはあるのかなというところ、課題はあると思いますが、門を閉めているわけではございません。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。取りあえず浦添市さんは検討中ということで、今回はシステム自体は浦添市さんも入ってくるという想定のためにシステムをつくられる、設計されていくのかなと思っているのですけれども、那覇市さんの分までは耐えられないということなのですが、やっぱりこれは全市町でやったほうが本当は一番いいのですよね。合同でやっていくというのが一番いいことだと思うので、8年度以降も浦添市さん、今検討中ということで、8年度以降も浦添市さんが入るということは可能だということだったので、安心しましたけれども、話し合いはされていると思うのですけれども、ぜひこの浦添市さんの、あちらはあちらの事情があると思いますが、入れるような窓口、閉ざさないようなやり方をやっていただければなど思っております。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 ただいまの平安座武志委員の御質疑に説明いたしますけれども、浦添市さんは現在検討中というところで、8年以前に仮に加入する可能性も否定できないというところを踏まえて検討しているというところでございます。以上です。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 先ほど答弁で、ちょっと議案とは違うのですけれども、うるま市に建物を造って行って、2つの建物を造るようなニュアンスで聞こえたのですけれども、そうではなくて、新しいシステム、10年後に新しいシステムが来た場合にも対応できる建物を造るということではないのでしょうか。

○石川慶 委員長 警防課長。

○警防課長 先ほど説明がちょっと不足していたかと思うのですが、そのとおり、2つ入れるような建物というところを予定していると聞いております。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 先ほどだと2つの建物を造って、1つ使っておいて、もう一つは10年後に使う。こういうことはあり得ないと思うので、それに対応できるような施設を造るようにしている計画で理解しました。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。よろしいですか。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 では、進めていきましょう。

審査中の議案第46号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前11時31分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前11時51分)

【議題】

議案第37号 令和5年度宜野湾市一般会計補正予算(第3号)

○石川慶 委員長 次に、継続審査となっております議案第37号 令和5年度宜野湾市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第37号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第38号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○石川慶 委員長 次に、継続審査となっております議案第38号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第38号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第40号 宜野湾市火災予防条例の一部を改正する条例について

○石川慶 委員長 次に、継続審査となっております議案第40号 宜野湾市火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第40号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第46号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について

○石川慶 委員長 次に、継続審査となっております議案第46号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第46号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

陳情第11号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情

陳情第12号 公契約条例の制定を求める陳情

請願第2号 沖縄本島南部土砂採取計画の撤回を国に要請することを求める請願

○石川慶 委員長 次に、陳情第11号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情、陳情第12号 公契約条例の制定を求める陳情、請願第2号 沖縄本島南部土砂採取計画の撤回を国に要請することを求める請願について、お諮りいたします。

この3件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。皆様、御苦労さまでございました。

(閉会時刻 午前11時56分)